

**平成24年10月1日から施行**

# 神奈川県土砂の適正処理に関する条例の一部が改正されました!!

神奈川県では、土砂の不法投棄及び埋立行為に伴う災害発生の防止を図ることを目的として、神奈川県土砂の適正処理に関する条例（以下「条例」という。）により土砂埋立行為の許可等の仕組みを定め、その適正処理を推進しています。

しかし、近年、土砂の崩壊、流出等の危険を生じさせている重大な違反事例が発生していることから、このような違反行為の再発を防止し、土砂の適正な処理を推進するため、許可申請者に対する規制や土地所有者に対する責務を強化するなど、所用の改正を行うこととしました。

## < 土地所有者の必ずやるべきことが強化されます！ >



# 許可申請者の皆様へ

## 1 許可申請に当たって

### (1) 許可を受けることができない者

土砂埋立行為の適正な遂行を図るため、許可申請者又は元請負人が次に該当する場合は、土砂埋立行為の許可(※)を受けることができないこととしました。

- ① 命令を受け、その命令を履行していない者で、命令の期限から3年を経過しない者（法人の場合は役員を含む。）
- ② 許可取消から3年を経過しない者（法人の場合は、その役員を含む。）
- ③ 法人で、その役員が上記に該当する者があるもの。

※ 2,000㎡以上の面積に土砂の埋立て、盛土を行う場合、この条例による許可を得ることが必要です。なお、秦野市、伊勢原市、南足柄市、相模原市の区域では、2,000㎡以上の土砂埋立行為許可について市の条例が適用されます。

### (2) 周辺住民等への説明会の開催

土砂埋立行為許可の申請に当たっては、土砂埋立区域の周辺の住民等に対して許可申請に関する事項等を周知するため、事前に説明会の開催が必要となりました。

※ 土砂埋立区域の境界線からの水平距離が50メートル以内の土地、建物の所有者又は当該建物に居住する方が説明の対象者となります。

### (3) 許可申請に関する様式の変更・添付図書の追加

今回の改正で、変更のあった様式及び追加された添付図書は次のとおりです。

様式 添付図書 (変更)	<ul style="list-style-type: none"><li>・土砂埋立行為許可申請書（施行規則第7号様式）</li><li>・資力及び信用に関する申告書（施行規則第7号様式の2）※</li><li>・土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人の信用及び能力に関する申告書（施行規則第7号様式の3）</li><li>・土砂埋立行為等を行う土地の所有者の同意書（施行規則第7号様式の4）</li></ul>
添付図書 (追加)	<ul style="list-style-type: none"><li>・説明会の開催等報告書（施行規則第7号様式の5）</li><li>・軟弱地盤の判定のための土質調査結果</li><li>・軟弱地盤の場合の詳細土質調査結果及びその結果を用いた盛土の安定計算書</li><li>・土砂埋立行為等を行うために必要な経費の調達方法を記載した資金計画書</li><li>・公共工事の入札参加資格認定書の写し （元請負人が公共工事の入札参加資格を有する場合）</li></ul>

※ 施行規則第7号様式の2及び第7号様式の3は、小規模な土砂埋立行為（搬入土砂数量が1万㎡、盛土高が5m未満）の許可申請の場合でも添付することが必要となります。

### (4) 許可事項の変更に当たって

搬入する土砂の数量や工事を行う期間、盛土高の変更については、届出事項でしたが、今回の改正により、これらの事項を変更するときは、許可申請が必要となりました（他の変更許可に必要な事項は、従来どおりです）。

※ 変更許可申請を行う場合も、事前に説明会の開催（周知事項を記載した書面の配布・送付及び掲示でも可）が必要となりました。

## 2 許可を受けた後について

### (1) 土地所有者への通知義務

土地所有者が許可を受けた内容を把握できるよう、土砂埋立行為の許可を受けた者は、許可の内容を書面で土地所有者に対して通知することが必要となりました（変更許可の内容を含む）。また、土砂埋立行為の着手又は廃止（完了）についても、同様に土地所有者への通知が必要となりました。

### (2) 県への定期的な報告

土砂埋立行為を行っている間の許可を受けた者が行う定期的な報告の期間を、現行の6月間ごとから3月間ごとに変更されます。また、その報告においては、必要な図書を添付することが必要となりました。

※ 必要な添付図書

- ① 報告に係る期間の最後の日前1週間以内に撮影した土砂埋立区域の写真
- ② 報告に係る期間の最後の日前1週間以内における盛土、切土及び設置した施設の出来形部分の状況を撮影した写真
- ③ 土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時の平面図及び断面図の写しに、前号の出来形部分の形状、数量及び寸法を記載した図面
- ④ 報告に係る期間に設置した施設又は施設の一部で土砂埋立行為等の完了後に目視により確認できないものの出来形部分の状況を撮影した写真

### (3) 廃止（完了）時について

廃止（完了）時の現況を把握できるようにするため、土砂埋立行為の許可を受けた者が、廃止（完了）時には、必要な図書を添付の上、知事へ届け出ることが必要となりました。

※ 必要な添付図書

- ① 土砂埋立行為の廃止（完了）の際に撮影した土砂埋立区域の写真
- ② 土砂埋立行為の廃止（完了）の際における盛土、切土及び設置した施設の出来形部分の状況を撮影した写真並びに当該出来形部分の形状、数量及び寸法を記載した平面図及び断面図
- ③ その他知事が必要と認める図書

## 土地所有者の皆様へ

～土地所有者の義務が強化されます～

土砂埋立行為が行われている土地の適正管理を求めるため、土砂埋立行為等に同意した土地の所有者に対して次の3つの義務が課されます。

① 確認義務	② 報告義務	③ 通報義務
土砂埋立行為の施工状況について、少なくとも3月に1回確認すること。	実際に行っている土砂埋立行為が許可を受けた内容と明らかに異なる場合には、速やかに知事に報告すること。	土砂の崩壊、流出等の災害が発生（するおそれがあること）を知ったときは、速やかに知事に通報すること。

### ● 義務を果たさないと… ●

土砂埋立行為者が措置命令を履行せず、土地所有者が①、②の義務を果たさなかった場合には、土砂埋立行為者に加えて、土地所有者も勧告・措置命令の対象となります。

また、措置命令に違反した土地所有者への罰則規定を設け、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金が違反者に対して科されます。

# 条例に関する問い合わせ等について

条例に関するお問い合わせ等は、次表の所管区域ごとの県土木・治水事務所の許認可指導課（川崎治水センターは、管理課）又は県土整備局総務部建設リサイクル課までお願いします。

事務所名	連絡先	所管区域
横須賀土木事務所	横須賀市公郷町1-56-5 電話 (046)853-8800	横須賀市 逗子市 三浦市 葉山町
平塚土木事務所	平塚市西八幡1-3-1 電話 (0463)22-2711	平塚市 秦野市 伊勢原市 大磯町 二宮町
藤沢土木事務所	藤沢市鵠沼石上2-7-1 電話 (0466)26-2111	鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 寒川町
厚木土木事務所	厚木市田村町2-28 電話 (046)223-1711	厚木市 清川村 愛川町
厚木土木事務所 東部センター	綾瀬市寺尾本町1-11-3 電話 (0467)79-2800	海老名市 綾瀬市 大和市 座間市
厚木土木事務所 津久井治水センター	相模原市緑区中野937-2 電話 (042)784-1111	相模原市
県西土木事務所	足柄上郡開成町吉田島2489-2 電話 (0465)83-5111	南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町
県西土木事務所 小田原土木センター	小田原市東町5-2-58 電話 (0465)34-4141	小田原市 箱根町 真鶴町 湯河原町
横浜川崎治水事務所	横浜市西区岡野2-12-20 電話 (045)411-2500	横浜市
横浜川崎治水事務所 川崎治水センター	川崎市多摩区生田4-25-1 電話 (044)932-7211	川崎市

※ 秦野市、伊勢原市、南足柄市、相模原市の区域では、2,000㎡以上の土砂埋立行為許可について市の条例が適用されますので、それぞれの市にお問い合わせください。

## ○ 条例全般に関する問い合わせ先

県土整備局総務部 建設リサイクル課	〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-6123・6124 ファクシミリ 045-210-8891 <a href="http://www.pref.kanagawa.jp/div/0722/">http://www.pref.kanagawa.jp/div/0722/</a> ※ 条例の詳細や様式等は、上記URLからご覧いただけます。
----------------------	--

**神奈川県土砂の適正処理に関する条例(土砂条例)の主な仕組みQ & A****土砂条例の目的・主な仕組み**

**Q** 土砂条例の目的・主な仕組みは何か？

**A** 土砂条例は、土砂の搬出、搬入、埋立て等について必要な事項を定めることにより、土砂の適正な処理を推進し、もって県土の秩序ある利用を図るとともに、県民の生活の安全を確保することを目的としています。主な仕組みとしては、

① 処理計画の作成・届出 / ② 土砂埋立行為の許可 / ③ 土砂搬入禁止区域の指定  
などがあります。

**処理計画の作成・届出**

**Q** 処理計画の作成・届出が必要となる土砂の搬出は何か？

**A** 建設工事又はストックヤードの区域から500立方メートル以上の土砂を搬出する場合は、あらかじめ土砂の搬出に係る計画（処理計画）を作成し、知事への届出が必要です。

**Q** 届出は、「誰が」・「いつ」する必要があるか？

**A** 一般の建設工事の場合は、請負者が届出者となります。土砂搬出が始まる20日前までに届出することが必要です。

土砂のストックヤードの場合は、埋立行為者が届出者となります。月間の土砂搬出量を前月の20日までに届出することが必要です。

**土砂埋立行為の許可**

**Q** 許可が必要となる土砂埋立行為とは何か？

**A** 2,000平方メートル以上の埋立、盛土その他土地への土砂のたい積を行う場合は、知事の許可が必要です。

※ 市町村によっては2,000平方メートル未満でも許可が必要な場合がありますので、詳しくは土木（治水）事務所又は市町村の窓口にお問い合わせください。

**Q** 申請に当たり、必要となることは何か？

**A** 許可申請者は、申請前に次のことを行う必要があります。

- ① 計画する土砂埋立行為等（土砂埋立行為・土砂埋立行為に伴う土砂の崩壊又は流出を防止するため必要な措置）の内容・方法・施設等を条例・施行規則・審査基準に適合させること。
- ② 土砂埋立行為等について土地所有者全員の同意を得ること。
- ③ 周辺住民等への事前説明会を開催すること。

**Q** 許可に関する審査はどのように行われるのか？

**A** 申請のあった土砂埋立行為等や盛土した後の土地の形状が条例等に定める許可の基準に適合しているかどうか等について、審査されます。これらが、条例等に定める基準に適合すると認めるときでなければ許可されませんので、計画に当たっては、十分な検討が必要です。

**Q** 土地所有者の同意は、「何を」・「どのように」得る必要があるのか？

**A** 計画する土砂埋立行為等の内容について説明し、施行規則様式第7号様式の4により書面で同意を得ることが必要です。

**Q 周辺住民等への説明会は、どのように開催するのか？**

**A** 説明会の開催に当たっての留意事項及び主な周知事項は、次のとおりです。

開催時期……………申請前日まで

説明会の対象者…土砂埋立区域の境界線からの水平距離が50メートル以内の土地若しくは建物の所有者又は当該建物に居住する者

説明会開催の……説明会の日時や場所について周辺住民等の利便を十分に考慮し、あらかじめ周知方法案内の送付 等について、次の方法などにより適切に行う必要があります。

[土地建物の所有者への周知]

⇒ 例えば、公函と登記事項を閲覧確認し、案内の投函・郵送で周知

[居住者への周知]

⇒ 例えば、ポストへの投函により周知

説明事項……………許可申請事項その他土砂埋立行為等に関する事項について説明が必要です。

**許可後・土砂埋立行為中の留意事項**

**Q 許可後・土砂埋立行為中の留意事項は、何か？**

**A** 行為者別に、次のようなことを遵守する必要があります。これらを遵守しない場合、許可取消し、違反是正の指導・措置命令、違反の公表、罰則の適用等の対象となります。

[許可を受けた土砂埋立行為者等]

- ・ 許可後、遅滞なく許可内容・条件を土地所有者に書面通知すること。また、着手・廃止（完了）についても通知すること。
- ・ 土砂埋立行為等の開始前に着手届を提出し、開始時までには土砂埋立区域に標識を掲示すること。
- ・ 許可内容・条件を遵守し、土砂埋立行為等を行うこと。  
※ 変更事項ある場合は、事前に変更許可を得る等所要の手続が必要です。
- ・ 3月ごとの定期報告を行うこと。
- ・ 廃止（完了）届を、廃止（完了）の日から20日以内に届出すること。

[土地所有者]

- ・ 土砂埋立行為等が行われている間、少なくとも3月に1回土砂埋立行為等の施工状況を確認すること。
- ・ 施工状況の確認の結果、許可内容と明らかに異なる土砂埋立行為等が行われていると知ったときは、知事に速やかに報告すること。
- ・ 土砂の崩壊、流出その他の災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、知事に通報すること。

**土砂搬入禁止区域の指定・許可等違反への罰則**

**Q 土砂搬入禁止区域の指定とは、何か？**

**A** 2,000平方メートル以上の土地の区域に、土砂の搬入が継続的に行われることによって、人の生命・身体・財産を害するおそれのある場合、知事はその土地及び周辺の区域を土砂搬入禁止区域に指定し、一定期間土砂の搬入を禁止することができます。

**Q 許可等に違反する行為に対する罰則は、何か？**

**A** 処理計画書の無届等、無許可・措置命令違反、標識不掲示・定期報告の不報告、土砂搬入禁止区域への土砂搬入、報告要求への不対応・立入検査の拒否等条例に規定する違法行為は、刑事罰の対象となります。

**○ 許可申請等に当たっての土砂条例の詳しい内容・手続のご確認は、「届出・申請の手引」をご活用ください。**

※ 「届出・申請の手引き」は、各土木事務所・治水事務所や建設リサイクル課のHPで閲覧・入手できます。